

議案第76号 令和元年度習志野市一般会計補正予算（第3号）

1 歳入歳出補正予算 補正前 641億1,744万2千円  
 補正額 5億1,047万2千円  
 補正後 646億2,791万4千円

- （歳出概要）
- ・ 障害者総合支援法に基づく給付事業
  - ・ 児童福祉法に基づく給付事業
  - ・ 災害等廃棄物処理事業
  - ・ 強い農業・担い手づくり総合支援交付事業
  - ・ 交通安全施設整備事業
  - ・ （仮称）鷺沼地区土地区画整理事業
  - ・ 被災住宅修繕緊急支援事業
  - ・ 予備費
  - ・ 事業費確定に伴う国県支出金過年度分返還金（3事業）
  - ・ 給与改定及び決算調整による人件費

2 繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	強い農業・担い手づくり 総合支援交付事業	54,000
8 土木費	4 住宅費	被災住宅修繕緊急支援事業	54,000

3 債務負担行為

（追加）

事項	期間	限度額
谷津干潟自然観察センター等 指定管理料	6年	委託料3億円に消費税及び 地方消費税を加えた額の範囲内
習志野文化ホール指定管理料	4年	委託料4億309万3千円に消費税及び 地方消費税を加えた額の範囲内

議案第77号 令和元年度習志野市介護保険特別会計補正予算（第2号）

1 歳入歳出補正予算 補正前 117億8,036万5千円  
 補正額 2億6,790万4千円  
 補正後 120億4,826万9千円

- （歳出概要）
- ・ 介護給付費準備基金積立金
  - ・ 償還金

議案第78号 習志野市森林環境譲与税基金条例の制定について

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の制定により、森林の整備及びその促進に関する施策を用途として、国から森林環境譲与税が譲与されることとなりました。

このことに伴い、この森林環境譲与税を財源として、本市が森林の整備、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てるため、新たに「習志野市森林環境譲与税基金」を設置するものです。

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第79号 習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 別表において、総務部嘱託医を新たに区分します。

総務部嘱託医	日額 29,100円
--------	------------

2 その他文言整理をします。

(施行期日)

令和2年4月1日から施行します。

議案第80号 習志野市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

適正な受益者負担を確保する観点から、「習志野市使用料・手数料等の単価の積算基準」に基づき3年ごとの見直しを行ったことにより、次のように放置自転車等の移送保管料及び自転車等駐車場の年間利用整理手数料を改定するものです。

1 放置自転車等の移送保管料の改正

区分	改正前	改正後
自転車	2,580円	2,650円
原動機付自転車	5,160円	5,300円

2 自転車等駐車場の年間利用整理手数料の改正

単位:円

種別	区分		利用者	改正前	改正後
				市民 (市民以外の者)	市民 (市民以外の者)
自転車	※ 屋根 あり	A	一般	新設	10,960 (21,920)
			高校生以下		5,470 (10,960)
		B	一般	7,440 (14,880)	7,850 (15,700)
			高校生以下	3,720 (7,440)	3,920 (7,850)
	屋根なし		一般	4,470 (8,940)	4,720 (9,440)
			高校生以下	2,230 (4,470)	2,360 (4,720)
原動機付 自転車	※ 屋根 あり	A	全員	新設	17,550 (35,100)
		B		11,910 (23,820)	12,570 (25,140)
	屋根なし			7,140 (14,280)	7,540 (15,080)

※ 屋根あり A・Bの区分の適用については、規則で定めます。

3 その他文言整理をします。

(施行期日)

令和2年4月1日から施行します。

議案第81号 習志野市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正により、複数建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定が創設されたことに伴い、次の手数料について規定するものです。

- 1 複数建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料
- 2 複数建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第82号 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について

大久保地区公共施設再生事業により、習志野市生涯学習複合施設「プラッツ習志野」を整備することに伴い、既存の施設を機能集約した上で閉館するため、関係条例を、次のとおり一括して改正等するものです。

- 1 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例  
習志野市屋敷公民館、習志野市立藤崎図書館及び習志野市あづまこども会館を閉館します。
- 2 習志野市生涯学習地区センターの設置及び管理に関する条例  
条例を廃止し、習志野市生涯学習地区センターゆうゆう館を閉館します。
- 3 習志野市使用料条例  
習志野市屋敷公民館及び習志野市生涯学習地区センターゆうゆう館の閉館に伴い、文言整理をします。

(施行期日)

令和2年4月1日から施行します。

議案第83号 習志野市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

藤崎青年館について、「習志野市公共施設再生計画」に基づき、青年館としての機能を停止することに伴い、「習志野市青年館の設置及び管理に関する条例」を廃止するものです。

今後は、建物を地域に移管し、青少年健全育成を含むコミュニティ活動の場として有効利用します。

(施行期日)

令和2年4月1日から施行します。

議案第84号 訴えの提起について（改良住宅明渡等請求事件）

改良住宅の明渡し等の請求に関し、次のとおり訴えを提起するものです。

1 請求の趣旨

- (1) 相手方は、市に対し、改良住宅泉団地を明け渡すこと。
- (2) 相手方は、市に対し、滞納家賃等を支払うこと。
- (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

2 事件の要旨(事件の概要、訴えの提起の理由)

相手方は、平成30年夏頃から改良住宅泉団地での居住実態が確認できなくなった後、当該改良住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、これらを支払わなかったため、訴えにより改良住宅の明渡し等を求めるものです。

議案第85号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めること  
について

次の者を固定資産評価審査委員会の委員として選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所 習志野市袖ヶ浦  
氏 名 齊 藤 雅 幸(さいとう まさゆき)  
任 期 3年(再任)

議案第86号 PFI事業契約の変更について(大久保地区公共施設再生事業)

平成29年第1回定例会において議決を得て、習志野大久保未来プロジェクト株式会社と締結した大久保地区公共施設再生事業のPFI事業契約について、契約書第67条の規定に基づき、次のとおり契約金額を変更するものです。

変更前	変更後
72億8,384万6,786円※	72億6,379万6,943円に維持管理費及び運営費に係る物価の変動による増減がなされた額

※ 令和元年第3回定例会において議決を得て、当初契約金額「72億3,589万2,000円」から変更した後の金額

【変更理由】

習志野市中央公民館、習志野市立中央図書館等、引渡しを受けた一部施設の施設整備費の分割払い分に係る金利が確定したことによるもの、併せて、維持管理費及び運営費に係る物価の変動が生じる可能性があることから、当該変動による増減がなされた額とするものです。

議案第87号 財産の取得について（JR津田沼駅南口第二自転車等駐車場建物）

JR津田沼駅南口第二自転車等駐車場建物を取得するものです。

1 取得する建物の表示

所在地	数量
習志野市谷津一丁目1340番24の一部	専有部分4,164.20㎡及び共有持分部分

2 取得の目的 JR津田沼駅南口第二自転車等駐車場建物

3 取得価格 4億7,426万5,101円

※参考 土地(約 291.85 ㎡)の取得価格:1億 6,884 万 9,908 円  
合計 6億4,311万5,009円

「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得等に関する条例」第3条において、土地については予定価格 2,000 万円以上かつ 5,000 ㎡以上のものに限り議決を要するものとしていることから、本議案には含めておりません。

4 取得の相手方 東京都千代田区大手町一丁目9番2号  
三菱地所レジデンス株式会社  
東京都新宿区西新宿一丁目26番2号  
野村不動産株式会社  
千葉市中央区中央一丁目11番1号  
千葉中央ツインビル1号館11階  
三井不動産レジデンシャル株式会社 千葉支店

議案第88号 財産の処分について（芝園二丁目市有地）

芝園二丁目市有地を売却するものです。

1 売却する土地の表示

所在地	地目	数量
習志野市芝園二丁目1番92	雑種地	14,008.54㎡

2 売却の方法 一般競争入札

3 売却価格 52億300万円

4 売却の相手方 東京都中央区八重洲一丁目9番9号  
東京建物株式会社

議案第89号 市道の路線認定について

認定する路線は、1路線です。

認定 1路線

認定理由	路線名
都市計画道路3・4・8号菊田台谷津線の事業化に伴うもの	谷津六丁目 00-125号線

議案第90号 指定管理者の指定について（谷津干潟自然観察センター等）

（公の施設の名称）

谷津干潟自然観察センター、谷津干潟公園センターゾーン及び谷津干潟公園  
駐車場

（指定管理者）

谷津干潟ワイズユース・パートナーズ

代表者 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

西武造園株式会社

構成員 東京都東村山市栄町二丁目28番5号

特定非営利活動法人 生態教育センター

構成員 千葉市中央区都町33番地の1

林造園土木株式会社

（指定の期間）

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

議案第91号 指定管理者の指定について（習志野市習志野文化ホール）

（公の施設の名称）

習志野市習志野文化ホール

（指定管理者）

習志野市谷津一丁目16番1号

公益財団法人 習志野文化ホール

（指定の期間）

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（3年間）

議案第92号 習志野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

期末手当を年間4.45月から0.05月分引き上げ、年間4.5月とするものです。

対象年度	6月期	12月期
本年度	2.225月	2.275月 (現行2.225月)
令和2年度以後	2.25月 (現行2.225月)	2.25月 (改正前2.275月)

(施行期日等)

令和元年度の期末手当については、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用します。

令和2年度以後の期末手当については、令和2年4月1日から施行します。

議案第93号 習志野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

期末手当を年間4.45月から0.05月分引き上げ、年間4.5月とするものです。

対象年度	6月期	12月期
本年度	2.225月	2.275月 (現行2.225月)
令和2年度以後	2.25月 (現行2.225月)	2.25月 (改正前2.275月)

(施行期日等)

令和元年度の期末手当については、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用します。

令和2年度以後の期末手当については、令和2年4月1日から施行します。

議案第94号 習志野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、次のように改正します。

- 1 給料月額を増額改定します。
  - (1) 行政職給料表平均改定率 0.1%
  - (2) 初任給(月額)

区分	改正前	改正後
大学卒	18万7,200円	18万8,700円
短大卒	16万7,200円	16万8,900円
高校卒	15万3,000円	15万4,900円

- 2 再任用以外の職員に支給される勤勉手当を年間1.85月から0.05月分引き上げ、年間1.9月とするものです。

区分	対象年度		6月期	12月期
再任用以外の職員	本年度	勤勉手当	0.925月	0.975月 (現行0.925月)
	令和2年度以後	勤勉手当	0.95月 (現行0.925月)	0.95月 (改正前0.975月)

- 3 住居手当の支給対象となる家賃額の下限及び手当額の上限を引き上げるものです。なお、住居手当額が2,000円を超える減額となる職員に対し、1年間の経過措置を設けます。

	改正前	改正後
家賃額の下限	12,000円	16,000円
支給額の上限	27,000円	28,000円

- 4 その他文言整理をします。

(施行期日等)

令和元年度の給料月額については、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。

令和元年度の勤勉手当については、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用します。

令和2年度以後の勤勉手当及び住居手当については、令和2年4月1日から施行します。